

第 73 回国民体育大会(第 74 回冬季大会)中国ブロック大会実施要項

総 則

趣 旨

中国地区住民のスポーツに対する関心を高め、スポーツを普及振興することによって、健康増進と体力の向上を図るとともに、各県の親善と友好を深め、健康で文化的な生活の確立に寄与することを目的とした大会とし、併せて第 73 回国民体育大会(第 74 回冬季大会)の予選を行う。

主 催

(公財)日本スポーツ協会
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
鳥取県教育委員会、島根県教育委員会、岡山県教育委員会
広島県教育委員会、山口県教育委員会
(公財)鳥取県体育協会、(公財)島根県体育協会、(公財)岡山県体育協会
(公財)広島県体育協会、(公財)山口県体育協会

主 管

第 73 回国民体育大会中国ブロック大会山口県実行委員会
開催県競技団体

共 催

中国地区開催競技団体、中国高等学校体育連盟、中国中学校体育連盟
開催地市町、開催地市町教育委員会、開催地市町体育協会

後 援

スポーツ庁

1 実施方針及び注意事項

大会は、本大会及び冬季大会とし、第 73 回国民体育大会(第 74 回冬季大会)実施要項によるブロック予選競技の種別(種目)とする。

2 実施競技

競 技 名	競技数
○本大会 水泳〔水球、アーティスティックスイミング〕、サッカー、テニス、ボート ホッケー、ボクシング、バレーボール〔6人制、ビーチバレーボール〕、体操 〔競技、新体操〕、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳 カヌー〔スラローム・ワイルドウォーター、スプリント〕、アーチェリー 空手道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	31
○冬季大会 アイスホッケー	1

3 会期と会場

会 期	競 技 名	会 場 地
5月26日(土)～27日(日)	カヌー (S L・WW)	萩市
7月6日(金)～7月8日(日) (この間に実施)	馬術	岡山県真庭市
7月11日(水)～7月16日(月) (この間に実施)	ゴルフ、テニス、ボート カヌー(S P)、空手道、ボウリング 水泳(アーティスティック)	周南市、宇部市 下関市、岩国市 山口市、高知県
7月20日(金)～7月22日(日) (この間に実施)	ビーチバレーボール 体操(競技、新体操)、山岳、なぎなた	萩市、山口市 下関市
8月3日(金)～8月5日(日)	水泳(水球)	山口市
8月9日(木)～8月12日(日) (この間に実施)	サッカー、バレーボール、ハンドボール、卓球、軟式野球、クレール射撃	山口市、下関市 山陽小野田市 周南市、萩市
8月17日(金)～8月19日(日) (この間に実施)	バスケットボール、ソフトテニス、ライフル射撃、アーチェリー、ソフトボール、柔道、フェンシング、ウエイトリフティング	防府市、宇部市 安芸太田町 周防大島町 萩市、柳井市 下関市
8月23日(木)～8月26日(日) (この間に実施)	ホッケー、ボクシング、バドミントン 弓道、剣道、ラグビーフットボール	岩国市、宇部市 山口市、防府市 長門市
【冬季】 12月8日(土)～9日(日)	アイスホッケー	広島市

4 競技方法

競技別要項による。

5 参加資格、所属県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち永住者（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項に定める参加申込み締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」または「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

【注】上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第71回又は72回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第71回又は72回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

【注】a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

【注】別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

【注】aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- d JOCエリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (イ) 県大会に参加し、これを通過した者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

【注】別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下、「学校所在地」という）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から大会終了時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

【成年種別】

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

【少年種別】

- a 「一家転住」した場合
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者とする）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、公益財団法人日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域の参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは、概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は、転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

- ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者
- イ 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを終了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合は、入校する直前まで通

学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」

(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合は、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

【注】(1)イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者。
- (2) 平成30年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCアスリートプログラム強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成30年4月30日以前から大会終了時まで引き続き、住民票又は外国人登録原票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成30年4月30日以前から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③の通りとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県の学校教育法第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成30年4月30日以前から各競技会終了まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第71回及び第72回大会に当該特例対象県から参加していても、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第1条に規定する学校に在籍していた者であること、

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成30年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選開始までに要件を満たしていることとする。

【注】「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 73 回大会に参加した者が、第 74 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- 〈例〉 ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 表 彰

第 73 回国民体育大会中国ブロック大会会長名で、各実施競技の各種別及び各種目の第 1 位から第 3 位までに表彰状を授与する。

7 参加申込み及び参加料

(1) 各県競技団体は、所定の Web ページ(国体参加申込中国ブロック大会受付窓口)にアクセスし必要事項を入力の上、所属県体育協会を通じて、定められた期限までに申込み手続きを完了すること。(公印は省略とする。)

【申込み URL <https://jasa-entry.japan-sports.or.jp/>】

(2) 参加申込み手続き時に、第 73 回国民体育大会(第 74 回冬季大会)中国ブロック大会実施要項総則 5 (2) ア(ウ)に該当する選手が出場する場合は、競技団体ごとの「ふるさと登録一覧表(ふるさと登録)」もアップロードすること。

(3) 第 73 回国民体育大会中国ブロック大会山口県実行委員会事務局は、山口県の実施競技団体に参加申込情報を提供する。

(4) 参加申込み後の選手交代は、特別の事情がない限り認めない。特別の事情で選手交代する場合には、別に定める変更届を提出する。

(5) 参加料は、選手、監督、本部役員一人あたり 1,000 円とし、9 に示した期限までに指定の口座に納入すること。

(6) 参加料については、納入後の払い戻しはしない。

8 各県共催負担金

各県共催負担金の納入は、平成 30 年 5 月 31 日(木)までに、9 に示した納入先に納付すること。

なお、納入については別途通知する。

9 参加申込期限並びに参加料納入期限

(1) 参加申込期限

競 技 名	参加申込期限
カヌー（スラローム、ワイルドウォーター）	平成30年 5月 7日（月）
馬術、ゴルフ	平成30年 6月15日（金）
水泳（アーティスティック）、テニス、ボート、体操、カヌー（スプリント）、空手道、ボウリング	平成30年 6月22日（金）
ビーチバレーボール、山岳、なぎなた	平成30年 6月29日（金）
水泳（水球）、サッカー	平成30年 7月13日（金）
その他の競技、本部役員	平成30年 7月20日（金）
【冬季】 アイスホッケー	平成30年11月16日（金）

(2) 参加料の納入

第73回国民体育大会（第74回冬季大会）中国ブロック大会の参加料については、各県体育協会が取りまとめて、7月20日（金）までに次の納入先に振り込むこと。

なお、冬季競技については、参加申込みと同時に納入すること。

【納入先】第73回国民体育大会中国ブロック大会山口県実行委員会 会長 村岡 嗣政
【振込口座】山口銀行 県庁内支店 普通預金 No.5012109

10 宿泊申込

山口県実行委員会から示された様式に基づき必要事項を入力後、別に定められた期限までに参加申込みと同時に申込むこと。

11 各県選手団本部役員及び視察員

(1) 各県選手団本部役員は、団長・副団長・総監督及び総務とし、20名以内とする。ただし、冬季大会については5名以内とする。

なお、上記のほか5名以内の顧問を設けることができる。

(2) 視察員は、若干名とする。

12 参加章の交付

参加章は、大会に参加した各県選手団本部役員、監督及び選手に交付する。

13 参加上の注意

(1) 各県選手は、競技に際し所属県名を明示したユニフォームを着用しなければならない。

(2) 各県の責任者において、全参加者の健康状態を十分に把握し、事故のないよう配慮すること。

14 開始式等

開始式を実施する場合は、競技ごとに各会場で行う。

15 プログラム編成会議・組合せ会議

- (1) 関係競技団体と山口県実行委員会との責任において、プログラム編成会議を開催する。
- (2) 組合せ会議の日程・会場は、各競技団体から別途連絡する。なお、会議に出席する代表者の旅費は関係団体の負担とする。

16 大会記録本部

大会記録本部は、第73回国民体育大会中国ブロック大会山口県実行委員会事務局内に設置し、競技ごとに発表する。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

公益財団法人日本スポーツ協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を公益財団法人日本スポーツ協会に納入する。

18 その他

- (1) 参加申込書・参加料及び宿泊申込書が定められた期限までに指定場所に届かない場合は、理由のいかんを問わず、大会の参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則による。